



令和元年6月27日

各 位

会社名 株式会社メディアネット
代表者名 代表取締役社長 木村 佳司
(コード番号 2370 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理部長 落合 雅三
(電話：03-6631-1201)

第三者割当による第14回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第15回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、令和元年6月10日付の当社取締役会において決議いたしましたマッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当の方法による第14回新株予約権及び第15回新株予約権（以下、第14回新株予約権と第15回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、割当先からの払込が完了したことを確認いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細につきましては、令和元年6月10日開示の「第三者割当による第14回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第15回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	令和元年6月27日
(2) 新株予約権の総数	240,000個 第14回新株予約権 170,000個 第15回新株予約権 70,000個
(3) 発行価額	総額 17,850,000円 第14回新株予約権1個につき77円 第15回新株予約権1個につき68円

<p>(4) 当該発行による潜在株式数</p>	<p>24,000,000株（本新株予約権1個につき100株） 第14回新株予約権 17,000,000株 第15回新株予約権 7,000,000株 上限行使価額はありません。 第14回新株予約権の下限行使価額は40円です。なお、第15回新株予約権については、当社が行使価額の修正を決定した場合には新株予約権の行使価額に従い行使価額が修正されますが、下限行使価額は40円となります。第14回新株予約権及び第15回新株予約権の全部が下限行使価額で行使された場合においても、発行される株式数は24,000,000株です。</p>
<p>(5) 調達資金の額</p>	<p>1,839,850,000円 （内訳） 第14回新株予約権 新株予約権発行分 13,090,000円 新株予約権行使分 1,122,000,000円 第15回新株予約権 新株予約権発行分 4,760,000円 新株予約権行使分 700,000,000円 すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。</p>

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額 第 14 回新株予約権 66 円 第 15 回新株予約権 100 円</p> <p>第 14 回新株予約権については、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以降、第 14 回新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日（各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。）の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。この(6)において全て同じ。）の 92%に相当する金額（小数点第 3 位まで算出し、小数点第 3 位を繰り上げた価額。この(6)において全て同じ。）に修正されます。行使価額は 40 円（当初行使価額の 60%相当額）を下回らないものとし、（以下、「下限行使価額」といいます。）上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>第 15 回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。</p> <p>当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第 15 回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の 10 取引日以降、第 15 回新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の 92%に相当する金額に修正されます。下限行使価額は 40 円とします。</p> <p>上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限を含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の発行要項第 16 項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法により、マコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。</p>
<p>(8) 本新株予約権の行使期間</p>	<p>令和元年 6 月 28 日（本新株予約権の払込完了以降）から令和 3 年 6 月 28 日までとする。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>

以上